

況について計画する際は、防護の最適化のプロセスに参考レベルを適用すべきであり、この際に計画される最大残存線量の参考レベルは、典型的には 20 mSv から 100 mSv の範囲の中にあり、現存被ばく状況の参考レベルは、実効線量で年 1 mSv よりも高く 20 mSv を超えない範囲に「通常設定すべきである」としている。同時に、現存被ばく状況においては、「関係する個人は、被ばく状況に関する一般情報と、彼らの線量の低減手段を受けるべきである。」としている。また、現存被ばく状況における参考レベル及び防護の最適化の履行に関し、「個人線量を参考レベルより下に引き下げる」とがその履行の目的であるが、「参考レベルを下回る被ばくは無視すべきではなく、防護が最適化されているか、又は更なる防護措置が必要かどうか確かめるため、～参考レベルを下回る被ばく事情についても評価すべきである」とも述べている。

(甲 A 2 の 1 (286, 287 頁)、甲 A 30 (総括 (n) (o) (p)、(171)、(173)、(176)、(177)、(198)、(203)、(228)、(238)～(242)、(278)、(284)、(286)、(287))、乙 A 85 の 1・2)

ウ 放射線による障害防止に関する法令等

原子力基本法は、20条において「放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。」旨を定めている。

炉規法43条の3の22第1項1号は、発電用原子炉設置者は、原子炉施設の保全について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない旨を定めているところ、これを受け、実用炉規則69条以下が当該必要な措置を具体化している。同規則78条は原子炉設置者が管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定めるべきこと及びそれぞれの区域において講すべき措置を定めており、同条3号において周辺監視区域について講すべき措置として、人の居住を禁止すること、境界に柵又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを原則制限することを定めていた。ここで周辺監視区域とは、同規則2条2項6号において、管理区域（同項4号において定義される。）の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものと定義された。当該線量限度は、告示によって定められており、実効線量について、1年につき 1 mSv （ただし原子力規制委員会が認めた場合は1年につき 5 mSv とすることができる。）と定められている（線量限度告示2条）。

障防法は、原子力基本法の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする法律である（同法1条）ところ、同法3条1項は、一定の放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をしようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない旨を定め、同法6条は原子力規制委員会の許可の要件を定めている。同条1号は、その要件の一つとして、使用施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合することを定め、障防法規則14条の7第1項3号ロは、使用施設には、工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内的人が居住する区域における線量について原子力規制委員会が定める線量限度以下とするために必要な遮へい壁その他の遮へい物を設けることを上記技術上の基準の一つとしている。この原子力規制委員会が定める線量限度は、病院又は診療所の病室における場合を除き、実効線量が3月につき $250\mu\text{Sv}$ とされている（数量等告示10条2項）。

(甲 A 32、33、公知)

(2) 本件事故による健康影響等についての意見等及びD区の除染状況

ア 本件事故による健康影響等についての意見等

(ア) 本件事故を踏まえた国際機関による勧告等

a ICRPの勧告

ICRPは、平成23年3月21日に、本件事故を受けて、〈1〉緊急時に公衆の防護のために、国の機関が、 $20\sim100\text{ mSv}$ の範囲で参考レベルを設定すること、〈2〉放射線源が制御されても汚染地域は残ることになり、国の機関がその地域を見捨てずに住み続けるように、必要な防護措置をとるはずであるところ、この場合に長期間の後には放射線レベルを年間 1 mSv へ低減するとして、当該時点での参考レベル年間 $1\sim20\text{ mSv}$ の範囲で設定することを用いることをそれぞれ勧告した。（乙A70）

b IAEAの助言

国際原子力機関（IAEA）は本件事故を受けて本件原発外の広範囲に汚染された地域の環境回復に関する国際フォローアップミッションを編成し、平成23年10月に実施した後、平成25年10月にも実施した。同月のミッションにおいて、ミッションチームは、日本の当局に複数の助言をしたところ、「除染を実施している状況において、 $1\sim20\text{ mSv}/y$ という範囲内のいかなるレベルの個人放射線量も許容しうるものであり」各種国際機関の勧告等に整合したものであるということについて、コミュニケーション取組みの強化が日本の諸機関に推奨されること、環境回復の戦略及びその実施における防護の最適化の原則の適切な実施にあたっては被災者の健康及び安全に関して最大の便益を得ることを目的とし、状況に影響を及ぼすあらゆる事項のバランスをとることが必要で、住民とのコミュニケーションにおいてこれらの事実が考慮されなければならないこと、「政府は、人々に $1\text{ mSv}/y$ の追加個人線量が長期の目標であり、例えば除染活動のみによって、短期間に達成しうるものではないことを説明する更なる努力をなすべきである。段階的なアプローチが、この長期的な目標の達成に向けてとられるべきである」こと、人々に入念に情報伝達されるべきであること、環境回復の決定を支援するために基準となる線量については、「個人線量計で測定されるような、個人線量の活用に向けて引き続き活動することが必要である」ことなどを助言した。（乙A75）

c UNSCEAR報告書

UNSCEARは、本件事故による被ばくレベル及びその健康影響とリスク等に関する知見を提示することを目的として、本件事故後1年間の公衆の被ばく線量（外部被ばく、内部被ばく双方を含む。）を推計し、それを基に公衆の健康影響について評価した報告書を平成25年の国連総会に提出し、平成26年4月に公表した（UNSCEAR 2013年報告書）。UNSCEAR 2013年報告書は、「現実的な推定値」として周辺地域の人々の被ばく線量を推計しているが、実際のデータに限りがあることから評価には不確かさが伴い、線量の評価結果が、実際の被ばくよりも過大に見積もられている可能性がある一方、場合によっては過小に見積もられている可能性もあることが示されている。以上のものとて、UNSCEAR 2013年報告書で示された「予防的避難地区」（平成23年3月12日から同月15日にかけて避難指示が出された地区を指し、D区

等の、本訴提起時原告らの本件事故時各住居地等はこの地区に該当する。）から避難した人々が追加被ばくした本件事故直後1年間の平均線量は、実効線量で成人につき1.1～5.7mSv、小児・10歳児につき1.3～7.3mSv、幼児・1歳児につき1.6～9.3mSv、甲状腺吸収線量で成人につき7.2～34mGy、小児・10歳児につき12～58mGy、幼児・1歳児につき1.5～8.2mGyとされている。そのうえで、UNSCEAR 2013年報告書は、上記線量推計値に基づき、公衆の健康影響について、〈1〉被ばく線量が確定的影響のしきい値を大きく下回っていると理解しており、また本件事故による被ばくを原因として生ずる確定的影響は報告されていない、〈2〉本件事故による被ばく集団での健康影響の発生率における一般的な被ばくに関連した上昇は、基準となるレベルに比べて識別できるようになるとは考えられない（これは現在利用可能な方法では、疾患統計において被ばくによる疾患発生率の上昇を実証できるとは予想されない、ということを意味し、放射線照射による疾患症例が将来過剰に発生する可能性を排除するものではない。）、〈3〉精神的な健康の問題と平穏な生活が破壊されたことが、本件事故後に観察された主要な健康影響を引き起こしており、これは地震、津波、原発事故の多大な影響及び被ばくに対する恐怖や屈辱感への当然の反応結果であった、公衆においては、うつ症状や心的外傷後ストレス障害に伴う症状などの心理的な影響が観察されており、今後健康に深刻な影響が出てくる可能性がある、と評価している。また、特に、幼少期・小児期の甲状腺がんについて、「線量のほとんどは放射線被ばくによる甲状腺がんの過剰発生率を確認できないレベルであった。しかし、そのなかで上限に近い甲状腺吸収線量では、充分に大きな集団において識別可能な甲状腺がんの発生状況をもたらす可能性がある。」としながら、そのような点について「確固たる結論を導くには、線量分布に関する情報が充分ではなかった。福島第一原発事故後の甲状腺吸収線量がbg事故後の線量よりも大幅に低いため、福島県でbg原発事故の時のように多数の放射線誘発性甲状腺がんが発生するというように考える必要はない。」と評価している。

UNSCEARは、UNSCEAR 2013年報告書の公表以降も追加調査活動等を行っており、これらの暫定的な成果として、平成27年にUNSCEAR 2015年白書を出している。UNSCEAR 2015年白書では、公衆の被ばく線量について、新規刊行物が、特に〈1〉日本の公衆被ばく線量は平成23年以降は有意に減少した、〈2〉食品に含まれる放射性物質の継続的摂取による内部被ばくからの総実効線量への寄与は小さい、〈3〉個人線量計で測定された外部被ばく線量又は線量率の測定及び個人の聞き取り調査から推定した線量は、UNSCEAR 2013年報告書で報告された情報と基本的に合致しているとの三点の想定及び知見を広く支持又は確認しており、よってUNSCEAR 2013年報告書の知見は現在も有効であるとしている。またUNSCEAR 2015年白書は、公衆における健康影響に関するUNSCEAR 2013年報告書の知見は、今も有効であり、同白書が検討した時点までに発表された新規情報の影響をほとんど受けていないとの結論に達した、甲状腺調査における小結節、のう胞及びがんの高い検出率は、集中的な集団検診及び使用機器の感度の高さによる結果であり、事故による放射線被ばくの増加の結果ではないとする報告書の記述についての重要性を高めているとしている。

（乙A144（64、102～104、110～115、168～178、209～212、219～225）、乙A145（46、75、A30））。

（イ）我が国内部での報告等

a 低線量被ばくリスクWG報告書

本件事故後、原発事故の収束及び再発防止を担当する内閣府特命担当大臣の要請を受けて、放射性物質汚染対策顧問会議のもとに、低線量被ばくリスクWGが設置された。そして、低線量被ばくリスクWGは、平成23年12月22日に、報告書（低線量被ばくリスクWG報告書）を公表した。ここにおいては、以下の内容の記載が存在する。なお、下記（d）に関して、b hセンターによると、生活習慣によってがんになるリスクは、喫煙又は毎日3合以上の飲酒が1.6倍（1000～2000mSvを被ばくした場合は1.8倍）、毎日2合以上の飲酒が1.4倍（500～1000mSvを被ばくした場合のリスクに相当）、肥満（BMI≥30）が1.22倍、運動不足が1.15～1.19倍（200～500mSvを被ばくした場合は1.19倍）、野菜不足が1.06倍、受動喫煙が1.02～1.03倍（100～200mSvを被ばくした場合は1.08倍）であるとされている。（乙A67～69、143）

（a）低線量被ばくのリスクについて、〈1〉国際的な合意では、放射線による発がんリスクは、100mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる（このことは子供・妊婦の被ばくによる発がんリスクについても同様である。）。疫学調査以外の科学的手法でも、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。〈2〉被ばくしてから発がんまでは長期間を要するところ、100mSv以下の被ばくであっても微量で持続的な被ばくがある場合、より長期間が経過した状況で発がんリスクが明らかになる可能性があるとの意見もあった。いずれにせよ、徹底した除染を含め予防的に様々な対策をとることが必要である。

（b）子供・胎児への影響について、〈1〉一般に、発がんの相対リスク（ある健康影響について、被ばくしたグループのリスクが対照とするグループのリスクと比較して何倍になっているかを表すもの）は若年ほど高くなる傾向があり、小児期・思春期までは高線量被ばくによる発がんリスクは成人と比較してより高い。しかし、低線量被ばくでは、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかではない。〈2〉bg事故における甲状腺被ばくよりも、本件事故による小児の甲状腺被ばくは限定的であり（本件事故による環境中の影響によって、bg事故の際のように大量の放射性ヨウ素を摂取したとは考えられない。）、被ばく線量は小さく、発がんリスクは非常に低いと考えられる。

（c）LNTモデルについて、放射線防護や放射線管理の立場からは、LNTモデルの考え方を採用するが、これは、「科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されている。」

（d）放射線による健康リスクの考え方の結論として、放射線防護上では、LNTモデルの考え方は重要であるが、この考え方から従ってリスクを比較した場合、年間20mSv被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、「例えば他の発がん要因

（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いこと、放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程度であると考えられる。」そして、放射線防護措置の選択に当たっては、被ばく線量を減らすことに伴う便益（健康、心理的安心感等）と、放射線を避けることに伴う影響（避難・移住による経済的被害やコミュニティの崩壊、職を失う損失、生活の変化による精神的・心理的影響等）の双方を考慮に入れるべきであり、放射線防護措置を継続するが故に、心理面・精神面も含めた住民の負担が過度に高まることも問題である。以上から、年間20mSvの被ばくにより健康リスクは、「他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準」であり、放射線防護措置を実施することによるリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足

等)と比べた上で、どのような防護措置をとるべきかを政策的に検討すべきである。

b 原子力規制委員会発表

原子力規制委員会は、平成25年11月20日、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（線量水準に応じた防護措置の具体化のために）」を発表し、そこにおいて避難指示解除後の帰還住民の被ばく線量評価における線量評価を従前の空間線量率から推定される被ばく線量ではなく、個人線量を用いることを基本とすべきことを示した。これは、空間線量率から推定される被ばく線量は、前記（1）ア（イ）で示した個人の行動様式や家屋の遮へい率について一定の仮定をおいていたため、実際の個人線量とは異なり、各市町村で確認された個人線量は、空間線量率から推定される被ばく線量に比べて低い傾向にあり、かつばらつきがあることが確認されていることから、住民が自らの行動と被ばく線量の関係を理解し、個人線量の結果に基づく被ばく低減対策や健康管理等を行うなど個人に着目した対策を講じることが重要である、との考えに基づくものである。（乙A76）

イ C市、特にD区における除染等

（ア） C市、特にD区における除染

前記前提事実記載のとおり、D区は、その全域が、放射性物質汚染対処特措法に定める除染特別地域に指定された。環境大臣は、同法28条を受けて、平成24年4月にC市についての「特別地域内除染実施計画」を定めているところ、同計画において、D区を含む除染特別地域における住居等及び農用地についての具体的目標は、〈1〉概ね年間積算線量20mSv超の地域における住居等及び農用地について、除染等の措置及び物理的減衰等により、平成25年度内を目処に年間積算線量が20mSv以下となること、〈2〉学校等については、その再開前に校庭・園庭の空間線量率を $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満とすることを実現すること、〈3〉農用地については、農業生産を再開できる条件を回復させる点に配慮することが示されている。同計画は、平成25年12月に一部改訂されているところ、そこにおいては上記〈1〉の目標の達成時期が平成28年度内と後ろ倒しにされ、また当初の計画では除染等の措置の実施時期が平成24年度又は平成25年度とされていたものが、住居、事業所、公共施設等の建物等及び建物等近隣の森林については平成27年度内の完了を目処とし、農用地、道路及びそれらの近隣の森林については平成28年度内の完了を目処とすると後ろ倒しになっている。環境省は、平成28年度末（平成29年3月末）に、面的除染を完了し、除染実施計画に基づく除染等の措置は完了させた。ただし、少なくともD区において、この完了とは業者との契約が完了したという意味であって、平成29年5月段階で実際の作業が継続している場所もあり、また地権者の同意が得られていない約1割未満の土地において除染ができない状況である土地が残存している。

また上記のとおり、除染実施計画に基づく森林の除染は、建物等近隣の森林とされており、上記環境省の面的除染の対象も住居等の近隣の森林等が対象とされている。環境省は、住居等近隣の森林及び利用者や作業者が日常的に立ち入る森林以外の森林の除染については、一般的に林縁の空間線量率の低減にほとんど効果がないと考えられること、また広範囲にわたって堆積有機物を除去すれば、土壤流出等による樹木への悪影響が懸念されることから、現状においては実施しないことが適当と考えられる、として除染の対象としていない。なお、本件事故当初樹木の葉や枝に付着した放射性物質は、平成27年末段階で、8割程度が土壤表層部に滞留しており、鉱質土壤によって強く保持されている、平成26年度の森林内の空間線量率は、主に物理学的減衰、すなわち放射性物質の半減期の到来による減少により、平成23年に比べて58～67%に低減しているとされている。

（甲A9の1・2、甲A38、57、乙A135）

（イ） 空間線量等

平成29年3月8日に実施された環境放射線モニタリング結果によれば、D区内34か所（公会堂、集落センター等）の空間線量率が計測され、最大値として $0.313\mu\text{Sv}/\text{h}$ が1か所で計測されたほか、 $0.25\mu\text{Sv}/\text{h}$ 超が計測された地点がその他に3か所存在し、その他は概ね $0.2\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下であった。また同年8月31日にD区内11か所（公会堂、区役所、学校等）で計測された空間線量率測定によると、最大値として $0.28\mu\text{Sv}/\text{h}$ が1か所で計測されたほか、その他はすべて $0.2\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下であった。

平成27年11月後半に3度実施されたD区及びF区の浄水場における水道水の放射性物質モニタリング検査結果において、すべての検査場所及び検査時点において放射性セシウム及び放射性ヨウ素は検出されず、平成29年3月前半に3度実施された際も同様であった。また平成28年5月から平成29年2月にかけて実施されたD区及びF区の飲料用井戸水の放射性物質濃度測定において、いずれについても放射性セシウム及び放射性ヨウ素は検出されなかった。同年7月に実施されたC市内の学校給食施設（D小学校含む。）における学校給食提供食の放射性物質測定によれば、いずれにおいても放射性セシウムは検出されなかった。平成28年3月から同年12月にかけて実施されたE区及びF区の複数の農作物の放射性物質濃度測定結果によれば、複数の作物で放射性セシウムであるセシウム137が検出されているが、最大でいずれも国基準値である $100\text{Bq}/\text{kg}$ を大きく下回るものであった。

平成26年5月から7月にかけて実施されたC市D区内の農業用ため池における放射性物質調査結果によれば、ため池の土から最大でセシウム137が $20310\text{Bq}/\text{kg}$ 検出された。他方で同じく対象になったため池の水からは、多くの場合放射性セシウムは検出されず、検出された場合の最大値はセシウム137が $1.09\text{Bq}/\text{kg}$ であった。なお国の定めた水道水中の放射性セシウムの管理目標値は $10\text{Bq}/\text{kg}$ 以下である。

（甲A58、乙A57、125、136、138～140の1、乙A141の1～9）

（ウ） 中間貯蔵施設等

除染によって取り除かれた放射性物質を含む土壤等は、大型土のう等の容器に入れられ、中間貯蔵施設へ搬出されるまで、仮置場や除染現場等で保管されている。仮置場に保管された場合、居住地域から遠ざけ、放射線を遮る効果を有する土のう等で囲んだ上で、防水シートで覆う等して除染土壤等の飛散・流出、雨水の流入、地下水の汚染等を防ぎ、定期的に敷地境界の空間線量率を測定、地下水の放射能濃度測定等を行って管理されることとなっている。除染現場等で保管する場合も、同様に土で覆う等の遮へい措置、飛散・流出防止措置、雨水流入防止措置、空間線量率の測定等が行われることとなっている。

中間貯蔵施設は、上記一時保管されている除染により取り除いた土壤等を減容化（焼却等により容量を少なくすること）後、最終処分施設へ搬出されるまで最長で30年間貯蔵することが想定されている施設であり、J町及びI町にまたがって、本件原発を取り囲む敷地に建設予定である。ただし、予定する民有地の用地取得は平成29年8月末段階で約37%にとどまっている。また、本件口頭弁論終結時において、最終処分施設について、場所、完成時期等具体的なことは定まっていない。

平成25年段階で、仮置場や除染現場での一時保管は3年程度と予定されていたが、中間貯蔵施設への搬出が進んでおら

ず、現在も保管されている場所がある。現在のD区においても巨大な仮置場が複数存在し、C市や国が管理する仮置場が10か所存在しており、除染によって除去された多量の土壤等が保管されている。その他にもD区には、現在において、C市や国が管理している仮置場ではなく、業者が一時的に除去土壤等を保管している場所が存在している。

(甲A38、54、60、乙A47~50、52、弁論の全趣旨)

(3) 本件原発の現状等

平成29年6月段階で、本件原発1ないし4号機から新たに放出される放射性物質による本件原発敷地境界上の被ばく線量は年間0.28μSvと評価されている。また、本件原発敷地境界での空間線量率は、約0.5~約1.7μSv/hとなっている。本件事故後、本件原発から汚染された地下水等が流出したことが大きな問題となったところ、平成29年7月17日~25日に実施された本件原発港湾内における海水モニタリング調査では、港湾口において放射性物質は検出されていない。

他方で、本件原発の廃炉については、廃炉作業開始から30年から40年後まで要することが予定されており、平成29年9月段階で廃炉工程全3期の第2期（溶け落ちた核燃料が構造物と混ざり合った燃料デブリの取り出し等を始めるまでの期間）の予定が当初より3年後ろ倒しに変更される等の課題を残している。その他にも保管している汚染水をどのように処分するか、という課題も残している。

(甲A62~64、乙A170、171)

(4) 本件事故等による被災者のストレスに関する知見等

b_i大学医学部災害こころの医学講座教授らは本件事故による心理社会的影響を「極めて広範囲で深刻」であると評価し、個人レベルの情緒的問題として、ア爆発事故時の恐怖体験、イ放射線降下物に対する不安及びウ被ばくしたことへの不安があり、これらの情緒的問題に深くかかわる被災者の心理社会的問題を〈1〉原発事故時の心的衝撃と反応、〈2〉放射線被ばくに対する慢性不安と罪責感情、〈3〉あいまいな喪失と喪失不安、〈4〉コミュニティーの分断、〈5〉スティグマとセルフ・スティグマ、〈6〉支援者の疲弊の六つのカテゴリーに大別して以下のとおり分析している。まず、〈1〉について、本件事故において水素爆発が起きたとき、ほとんどの住民に心的準備性がなく、情報が錯綜した混乱のなかで避難を余儀なくされたという状況が、特に爆発音が聞こえ、緊急の避難を余儀なくされたような本件原発から30km圏内の住民に長く強いトラウマ性不安を残す結果となっており、心的外傷性ストレス障害（PTSD）をはじめとする不安・恐怖症状を作成しており、避難住民の帰還を困難にする大きな心理的要因になっていると分析している。次に、〈2〉について、放射線リスクを過大視しないような啓発活動がなされたとしても、特に比較的若い年の子供を持つ養育者（特に母親）に被ばく不安が強く、これはさらに養育者の強い罪責感情を生み出しており、このことはさらに子供の精神保健にも相当の影響を与えると分析している。〈3〉については、後述する。〈4〉について、自然災害については、コミュニティーの結束や自助性による自然回復力（レジリエンス）を大きな要因としてPTSDの有病率は低いところ、本件事故の場合コミュニティー（家族レベルでも）の分断が引き起こされており、さらに避難の長期化が避難先住民との軋轢をも生み出すことで、少なくともコミュニティーのレジリエンスが發揮しづらい状況となっており、このことがしきい値以下の精神保健上の問題を顕在化させる可能性があると分析している。〈5〉について、被ばくの健康影響はそれ自体看過できないものであるが、そのことを考慮しても非科学的・非合理的なレベルの被ばく恐怖（女性の結婚不安や放射線汚染が「感染する」といった風評）が福島県内外住民に存在しており、一般大衆の認知の特性としての「汚染された」「汚染されていない」という極端な二分法的認知が、福島全体に「汚染されたフクシマ」というステレオタイプをもたらしており、そのような他のステレオタイプによって福島住民へのセルフ・スティグマを招いている可能性があると分析している。後に、本訴提起時原告らの中には、大人であっても福島県から転勤してきたという一事のみをもって放射性物質によってその者個人が汚染されていることを前提としたような内容の言葉を投げかけられたり、子供の場合は、より直接的に「うつる」といった言葉を投げかけられたりした者が複数存在する（甲B〔29〕-6、原告8-3本人尋問、原告29-3本人尋問）。また避難先住民等との軋轢について、本訴提起時原告らの中には、被告東電からの賠償や行政からの補償等が存在することに対して、「お金をもらっているからいい」「金があるんだから帰れ」といった旨の中傷や皮肉を言われたことのある者も複数存在する（甲B〔47〕-2、甲B〔55〕-2、甲B〔92〕-1、甲B〔99〕-4）。そのため本訴提起時原告らに限っても、避難者であることを隠したり、避難者であることに引け目を感じたりしている者が多くいる（原告ら陳述書、各原告ら本人尋問）。

上記〈3〉で指摘されている「あいまいな喪失」とは元々b_j大学名誉教授のb_k博士が提唱した概念であり、「喪失」とは「かけがえのない人や物を失う」ことを意味するが、「その喪失自体があいまいで不確実な状況のこと」を指す概念として提唱されたものである。当該状況は二つのタイプに分けられて提唱されており、b_k博士は、本件震災及び本件事故後の福島の現状のように、土地はあるがかつてあったものと同じではない、家族は存在するが離ればなれになり同じ屋根の下で暮らすことができなくなった、友人や近隣の人たちは存在するが近くにいて交流できなくなった等の状況は、「身体的には存在」しているが「心理的には不在」とみなされる喪失類型として「あいまいな喪失」に該当すると分析している。そしてこのような状況は、外形上ののみならず当該被害者自身にとっても喪失を自覚しにくい心的状態をもたらし、そのことがさらに家族・夫婦といった関係性すらも悪化させる可能性がある旨を指摘し、また「あいまいさ」は脳が曖昧さを嫌うためにストレス反応を引き起こし、罪悪感、自己否定感、無力感をも生じやすくさせる旨を指摘している。前記したb_i大学の教授らの分析においても、本件事故後の多くの避難者の状況は、「あいまいな喪失」に相当すると分析している。

また上記〈2〉に関連して、別のb_i大学の准教授で本件事故による避難児童の診察を担当した精神科医は、子供を支える両親や教師が避難の長期化や復興の遅れで疲弊し、本件震災又は本件事故から時間が経過してから子供の精神状態が悪化するケースがあるとの分析をし、本件震災前には問題がなかった児童が、時間が経過してから受診が必要になるケースがある旨を述べている。さらにb_i大学の教授は、福島県の母親に対する調査と他県の母親に対する調査とを比較して、福島県の母親は他県の母親と比して「原子力災害後の福島の母親たちの放射線に対する不安が著しく高」く、また「心理的ストレスについても福島で暮らしている母親のそれが他県に比べて高いことが明らかである」と分析し、さらに福島県の4~12歳の子供の心理的ストレスの調査と他県での同様の調査とについても比較した上で、「福島の子どもたちの心理的ストレスが他県に比べて顕著に高い」ものであると分析している。同教授は、また3歳6か月児と1歳6か月児を対象にした調査もした上で、これら児童のストレスと母親のストレスについて正の相関があり、母親のストレスが子供たちに影響している可能性を指摘している。専門家の立場から避難者の支援を行っている民間団体は、平成26年に実施した東京都と埼玉県に避難中の避難者を対象に行なったアンケートから、心身の不調を訴える人が急増していると述べている。本訴提起時原告らの中にも、避難生活中に健康状態が悪化した者が多数存在する。

(甲A20の1~3、甲A24~28、46、47、原告ら陳述書、各原告ら本人尋問)

5 D区の被害等

(1) D区の本件事故前後の状況等

ア 人口等

(ア) 人口

D区の人口は、本件事故当初時点、すなわち平成23年3月11日時点で1万2842人であったところ、避難指示解除準備区域及び居住制限区域指定解除後の平成29年5月1日にD区の自宅に戻ったと行政に申告した者の人数は1775人であり、このうち高齢者が約6割を占め、中学生以下の人数は83名である。なお、総務省の統計によると、同年1月1日現在の日本総人口のうち65歳以上の割合は27.4%となっている。また同年8月31日現在のD区の居住者数は2156人である。なお、平成23年3月11日時点の、E区の人口は1万1603人、F区の人口は4万7116人であったところ、平成29年8月31日現在のそれぞれの区の居住者数は、E区1万1051人、F区4万1095人である。上記で本件事故後の居住者数として指摘した人数は、本件事故後の転入者や他市町村からの避難者を含んでいるため、本件事故当初の居住者の帰還者数を表すものではない。このような人口減少等から、D区のD駐在所には、周囲に住民がいない事などへの不安の声が寄せられている。(甲A38、39、50、乙A173)

(イ) 家屋の解体

平成29年4月20日時点で、D区の家屋の解体が2945件受け付けられている。前記2(1)認定のとおり、D区の中心地はJR・Q線D駅の西側に形成されていたところ、当該地域の多くの家屋が解体済み又は解体予定となっており、特にD駅前から一直線の道路沿いに形成されていたD駅前商店街の通り沿いの家屋はそのほとんどが解体済み又は解体予定となっている。(甲A38、55)

(ウ) D区民意向調査

C市D区地域振興課は平成27年1月から同年3月までにD区に住民登録をしている全住民1万0979人(3426世帯)に調査書を発送して帰還意向等を調査する調査を実施し、2541世帯(74.2%)から回答を得ている。ここで回答者8314名中、1680名(20.2%)がC市に帰還すると回答し、2191名(26.4%)が条件が整えばC市に帰還すると回答している。帰還すると回答した1680名のうち、1141名(帰還意向者の67.9%)がD区に帰還すると回答している。年齢別に見ると、39歳以下の世代では、帰還する又は条件が整えば帰還すると回答した者の合計よりも帰還しないと回答した者の数が多く、帰還しない又はわからない、と回答した者の割合が相当に高い。40歳代では、帰還する及び条件が整えば帰還すると回答した者の割合が4割を超える、50歳代では両者の合計が半分を超える。60歳代以上では、さらに両者の合計の割合が高くなっている。条件が整えば帰還する、と回答した者が帰還する条件としている内容は、「日常生活に必要な環境が十分整ったら」という回答が34.1%で最も多く、次いで「自宅の修復や清掃が終わったら」が28.5%、「空間線量が下がったら」が23.9%、「原発が安全な状態になったら」が23.0%、「友人、知人が戻ってくるなら」が13.7%と続いている。また帰還しないという回答をした者が帰還しないと決めた理由としては「放射能汚染が不安」が17.7%で最も多く、次いで、「商業施設等が元に戻りそうにない」が14.2%、「廃炉の見通しが立っていない」が13.9%、「避難先の生活が落ち着いてきた」が13.7%、「家族や友人、知人が戻らない」が12.4%、「戻っても仕事がない」が11.8%、「自宅が損壊・流出」が10.9%と続いている。(甲A23)

イ 学校及び学生数等

本件事故前、D区には四つの市立幼稚園と一つの私立幼稚園とがあり、園児数は平成23年3月11日時点で合計194人であった。本件事故後、本件事故に伴い、いずれも閉鎖し、平成29年度にD幼稚園が再開したが、同年5月1日時点の在籍児童数は3人にとどまっている。

次に、本件事故前、D区には四つの小学校があり、5月1日時点の在籍児童数合計は平成27年度が780人、その後漸減し、平成20年度は683人、その後は漸増し、平成22年度は705人であった。平成23年度の予定数は717人であった。いずれの小学校も、本件事故後の避難指示を受けて移転し、当初それぞれの小学校で学校運営が行われていたが、平成24年4月から2校が、平成25年4月から3校が、平成28年4月からは上記4校すべてが合同して学校運営を行うこととなった。校舎はそれぞれ複数の移動を余儀なくされており、4校合同運営となってからは、E区所在のE中学校の仮設校舎で運営されていた。平成29年4月からはD区内のD小学校で4校合同運営を継続している。本件事故後の4校の在籍児童数合計は、平成23年4月22日段階で43人まで激減し、その後平成25年4月段階では180人まで回復するが、避難生活の長期化に伴い再度減少し、平成29年4月段階では62人である。同月段階の1年生の人数は4人であり、すべてD区内に居住している。この62人のうちD区内からの通学者数は19人である。

また、本件事故前、D区にはD中学校1校が存在し、平成22年5月1日時点の在籍生徒数は382人、平成23年度の予定数は344人であった。D区の小学校同様、本件事故後の避難指示を受けて、E区へ移転し、当該仮設校舎において運営再開されていたが、平成29年4月から、D中学校における運営が再開された。本件事故後の在籍生徒数は、平成23年4月22日段階で52人、その後一回復し100人を超えたこともあったが、平成28年4月には89人となり、D中学校へ戻った後の、平成29年5月15日段階では66人である。このうち1年生の人数は13人であり、D区に居住する生徒数は18人である。上記で記載したD区の上記4小学校の児童数が不变であることを前提に、当該児童らがそのままD中学校に進学すると仮定すると今後生徒数はさらに減少し、平成35年度には25人となる見込みである。

さらに、本件事故前、D区にはM高校及びN高校の2校が存在し、平成22年5月時点の在籍学生数合計は、805人であった。両校の学生は、本件事故前からD区民に限られず、幅広い範囲から入学していた。両校ともに、本件事故後の避難指示を受け、移転し、当初はC市外でサテライト方式により、その後はF区内的仮設校舎で授業等の運営がされていた。平成28年5月1日段階での両校の在籍学生数合計は480人であった。平成29年4月から、D区で文部科学省からスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定を受けたP高校が開校されており、これに伴いM高校及びN高校は統合され閉校となつた。平成29年5月1日段階のP高校の在籍学生数は、503人であり、このうち1年生は定員240人に対して165人となっている。この503人のうち、D区からの通学者は9人であり、その他の学生はD区外から通学している。

本件事故前、D区には、学習塾・進学塾、音楽教室、書道教室、そろばん教室、日本舞踊教室などの教室が複数存在していたが、平成29年6月28日現在で、いずれも閉鎖中である。

(甲A3(4、50頁)、36、38、41、乙A106、113、125、128、132、乙B19の3~7)

ウ 商業施設、医療施設、交通等

(ア) 商業施設等

平成23年3月11日時点で、D区には飲食・宿泊・卸売・小売業施設が172施設存在していたところ、平成29年5月1日時点では25施設となっている。同年8月1日段階で日常的な食品や雑貨を購入する施設としては、コンビニ二つと小規模な商店一つ、アンテナショップ一つのみであり、本件事故前は5軒存在していたスーパーマーケットは存在しない。同月段階で、公設民営化でスーパーマーケットの開設が計画されているが、立候補する業者がいない状況となっている。D区役所は、従前の5軒のスーパーマーケット経営者に当該開設についての呼びかけを行ったが、1軒は連絡がとれず、他の4軒も立候補しなかった。なお、F区には複数のスーパーマーケットがあり、大規模なショッピングセンターも存在する。

同年9月1日段階で、上記飲食・宿泊・卸売・小売業施設に該当しない商業施設等としてD区に存在する施設又は業者は、理美容室が複数、ガソリンスタンド・プロパン販売業者が二つずつ、自動車整備業者が複数、農協が複数、買い物代行サービス業者が一つとなっている。また、同日段階で、D区には金融機関として郵便局が二つ、信用金庫及び銀行の支店が一つずつ、ATMのみが設置されている箇所が三つ存在している。平成29年5月段階で、D区内における新聞配達は行われておらず、新聞入手するためにはD駅前にある新聞の自動販売機等を利用する必要がある。医療施設、交通、建設業については後述する。

(甲A38、40、44、54、乙A123、131、132、133の2、乙A169、174)

(イ) 医療施設

本件事故前、D区には病院、診療所として2病院、7診療所、5歯科診療所が存在していた。いずれも、本件津波の被害は受けていないが、本件地震による建物等の被害を受けた。いずれも、本件事故の避難指示を受けて、閉鎖又は休止し、平成29年7月6日現在、診療を行っているのは、a c病院、a i医院及びa j整形外科医院の三つのみであり、歯科診療所は再開していない。調剤薬局は一つ再開している。a c病院は、平成26年4月に診療を再開したが、従前行っていた入院診療は再開しておらず、本件地震の被害を受け、また経営改善のために入院設備のある本館は解体し、外来診療に専念する予定となっている。a c病院では医師の確保が課題となっている。a c病院の病床は、すべてD区から15分程度で搬送することができるF区所在のa d総合病院に移管されることが計画されている。なお、F区では、多数の病院又は診療所が診療を再開している。

本件事故前、D区には介護福祉関連事業所が11施設あったが、いずれも本件事故の避難指示を受けて、休止し、平成29年5月現在で、市社会福祉協議会の運営するデイサービスのみが再開している。D区役所にとって福祉サービスの復活は大きな課題となっており、人員の募集は継続しているが見通しが立っていない状況にある。

(甲A3(46~48頁)、甲A38、43、乙A42、127の1・2、乙A134)

(ウ) 交通（移動手段）

本件事故前、D区における自家用車以外の移動手段としては、鉄道とタクシーが存在しており、路線バスの運行はなかった。

鉄道として、D区内に、JR・Q線のD駅及びb m駅が存在し、本件事故前は、D駅発の普通列車は上り（R方面）、下り（S方面）ともに1日16本存在した。またD駅に停車する特急が1日に数本存在し、F区に存在するb n駅に停車する特急に接続するよう運行される普通列車も存在していた。特急を利用した場合、Tまでは約3時間30分、Sまで約1時間であった。平成29年5月15日時点での鉄道はJR・Q線が一部区間再開したが、上下ともに1日11本となっている。上りは帰還困難区域に係るa a駅以南は不通のままであり、代行バスが運行されている。特急はa b-R間でのみ運行されており、D駅までは接続していない。

本件事故前にD区では「e-まちタクシー」という行政からの運営補助金を利用して乗合タクシーが運行されており、予約した上で自宅戸口から希望行き先戸口まで移動し、料金300円で運営されていた。またD区中心市街地内は、乗り降り自由で料金100円で運営されていた。そのほか通常のタクシー事業として三つのタクシー会社が事業所を開設していた。本件事故の避難指示を受けて、e-まちタクシーは運行が停止され、平成29年5月現在再開されておらず、再開の見込みも立っていない。本件事故後、一時帰宅交通支援事業として「ジャンボタクシー」が運行しており、これは運行時間、運行経路が決められているタクシーであって、ドア・トゥ・ドアの運行ではない。運行経路としては、各仮設住宅とD区内を1日1往復する一時帰宅便と、F区のa d総合病院とD区内間で平日7便、日祝日5便運行されているおでかけシャトル便が存在する。利用料金としてはD区内のみを移動する場合は200円、D区からF区などゾーンをまたぐ場合は500円である。ジャンボタクシーの利用には事前予約が必要である。平成29年8月1日時点でのD区内にはタクシー業者が一つ存在しているが、利用には事前予約が必要である。D駅からF区のb n駅までタクシーで乗車すると所要時間は少なくとも約20分程度、料金としては少なくとも約400円程度要する。

(甲A38、42、乙A131)

エ 産業

(ア) 商工業

本件事故前にD区内には事業所が485程度存在し、そのうち319事業所がD商工会の会員となっていた。平成29年4月1日段階でD商工会の会員数は353事業所となっており、このうち本件震災前からあった事業所は229である。再開した事業所のうちD区内で再開した事業所等は、同上記ウ(ア)で指摘した商業施設等も含み、82となっている。

本件事故前において、D区内に区内屈指の工場、事業所等を有していた企業がエプソントヨコム株式会社など4社存在しており、それぞれのD区内の工場、事業所等において、300人超、120人程度、100人程度、50人程度の従業員を雇用していた。しかし、いずれの企業も本件事故後、D区内の事業所等を閉鎖又は移転させており、現段階で再開の見込みはない。

(甲A40)

(イ) 農業等

本件事故前、平成23年3月11日時点で、D区の作付面積は、水稻1230ha、大豆120ha、飼料作物類108ha、大根25ha、うど15haであった。

本件津波によるD区の被害状況は、前記3(1)認定のとおりであるが、これによって浸水被害を受けた農地も多かった。他方で、本件事故を受け、出荷制限等を受けた品目は数多く、D区では、果実類、山菜・きのこ・樹実類、原乳は出荷制限の

対象となり、稻については作付が制限され、平成28年度産米まで出荷が制限された。本件事故後、津波被災等からの復旧を目指して、D区の住民で構成されるふるさとD区地域農業復興組合やD区ふるさと農地復興組合が荒廃抑制、農地保全活動を行っており、稻の試験作付も行われた。C市は、平成28年2月に、農林水産業の復興・振興を目指して、農林水産業再興プランを策定している。

現段階で、稻の作付制限等は解除されており、平成29年には稻を収穫した実例も存在するが、同年5月1日時点のD区の作付面積は、水稻20ha、大豆33ha、飼料作物類10ha、うど0.5haとなっている。

(甲A3(51頁)、甲A34、38、45、乙A121、122、130、176)

オ 行政区及び伝統行事等

本件事故前、D区には前記2(2)で指摘した行政区が39存在していたところ、現在も同数存在する。ただし、本件津波によって再編が必要なもの、本件事故による避難指示によって再編が必要なものもある。後者については、人口減少によってそれまで一つの行政区で行うことができていたことができなくなっている行政区がある。D区役所として、地域コミュニティの再建・再編が課題となっている。

本件事故前、D区には前記2(2)で指摘した伝統芸能等が存在した。これらには、本件震災による人的物的被害を受けたものもあるが、本件事故による避難指示によって道具等を持ち出すことができず被害を受けたもの、避難によって後継者不足に悩んでいるものもある。a-e野馬追及び野馬懸は前記2(2)で認定した伝統的祭礼であるところ、平成23年は本件震災と本件事故の影響により規模を縮小して開催された。D区のam神社で行われていた野馬懸は、同年においては、同所が警戒区域に指定されたため、異なる場所で実施された。平成24年以降は、関係者の努力により、一応はほぼ例年通りに実施され、野馬懸もam神社で行われた。平成27年には本件震災後初めてa-e野馬追全体で観光客数20万人を突破し、避難指示解除後の平成28年に実施された野馬懸には、平成27年より200人多い1800人の観客が訪れた。

その他の祭りや行事は、平成23年3月11日時点で、浮舟祭り、bo開き、火の祭、夏祭り、文化祭、bp山月あかりコンサート、あかりのファンタジーイルミネーションがD区で実施されていたところ、bo開きを除き、平成29年時点で再開又は再開予定となっている。ただし、いずれも規模は縮小している。

(甲A3(152~155頁)、甲A14、乙A100~102、108)

カ 鳥獣被害

平成22年度におけるD区の有害鳥獣捕獲頭数は、イノシシ42頭、ニホンザル4頭、アライグマ0頭、ハクビシン3頭、タヌキ1頭であったところ、平成28年度の捕獲頭数は、イノシシ287頭、ニホンザル0頭、アライグマ144頭、ハクビシン63頭、タヌキ38頭となっており、居住者からの有害鳥獣についての相談が多くD区役所に寄せられている。また平成29年5月段階で、アライグマやハクビシンが街中を徘徊している現状にある。(甲A38、54)

(2) C市復興総合計画

C市は、本件震災及び本件事故後、これらからの復興を促進するために、平成27年3月にC市復興総合計画を策定し、平成28年2月には第2次実施計画を、平成29年2月には第3次実施計画を策定している。第3次実施計画においては、最重点施策を旧避難指示区域の再生を含む「復興事業の優先的実施」、重点施策を「地域の絆づくりと安心生活の再生」、「未来を担う人を育む環境の充実」、「若い世代の定住の促進」と位置付け、D区に関連する具体的な施策として下記の施策(なお下記表における頁数の表記は乙A142の頁数を表す。)が計画されている。(乙A61、99、142)

6 本訴提起時原告らの被害の実情等

以下、本訴提起時原告らの避難中の被害の実情や「D」への思いについて、本人尋問を行った原告らを中心に概観する。

(1) 世帯番号[1]

世帯番号[1]の原告ら(原告[1]-1~3)は、本件事故時、家族3人で暮らしていた。同人らは、本件事故後、本件原発から20km圏内の避難指示をニュースの報道で知り、避難を開始した。この際、行政等からの避難指示の連絡はなく、数日すれば戻すことができると考え、着の身着のまま避難した。避難時には、食料の購入のために店舗に数時間並んだり、ガソリン購入のために並んだが不十分にしか購入できなかつたりしたことがあった。避難生活の際には、原告[1]-1・2と原告[1]-3で別離した時期もあった。平成24年8又は9月からは、原告[1]-1~3とともにF区の仮設住宅へ移動した。仮設住宅は狭く、圧迫感があり、壁が薄く隣人の生活音がすべて聞こえ、かつ自らの生活音も隣人に筒抜けであることに相当の苦労を覚えた。平成26年からは、原告[1]-1の息子らとも一緒に暮らすため、原告[1]-1名義で新築したSの自宅に移動した。原告[1]-1にとってSでの生活は、息子の家族と一緒に生活ができるることは良いことであるが、人々の交流が希薄で殺伐としている感じ、なじめないでいる面がある。平成28年末段階で、原告[1]-1は、D区に帰還するかどうかは決めかねており、Sの住宅とDの自宅とを行ったり来たりしていた。原告[1]-1は本件事故による被害のうち一番重要なものは「Dが事故前のDには戻らない」「古里がなくなった」とことであると考えている。原告[1]-1は、本件事故前は、Dにおいて整然とし、人々が農作業をし、子供たちも和気藹々とはしゃいでいる田園風景に喜びを感じ、また自身も多少の米作りや野菜栽培を行っており、これらに幸せを感じていたが、現在は生きがいや目的もなくただ時間を過ぎるだけの毎日を過ごしていると感じている。(甲B[1]-1~3、原告[1]-1本人尋問)

(2) 世帯番号[17]

世帯番号[17]の原告ら(原告[17]-1・2)は、本件事故時、夫婦2人で暮らしていた。両名は、本件事故後、平成23年3月12日の避難指示を受けて避難を開始したが、約1週間毎日に避難し、合流した後も同年10月末に仮設住宅に入居するまで様々な避難先を転々とした。仮設住宅では、その狭さや近隣住民の物音や声が聞こえる状態に悩まされた。原告[17]-1は、本件事故前、D区で家業の畠業と農業を営んでいたが、本件事故後避難により、まず畠業は行えなくなり、D区に帰還しても人が集まらないこと等から再開が困難であると考えている。農業についても放射能、放射線の問題からとても行える状況ではないと考えている。原告[17]-1・2は、悩んだ末に、老後の生活を生まれ育ったDで過ごしたいという思いから、平成28年7月の避難指示解除前に、避難指示解除後にD区に帰還することを決め、現在はD区に帰還している。原告[17]-1は、帰還前の、同年末の尋問段階で、戻ることを決めてはいるが、放射線量、周囲の住民がどの程度帰還するのか、スーパーマーケットや病院等の生活関連施設が復旧するのか等について不安を感じ、老後の生活について多くの不安を抱えていた。また、本件事故後のDについて、自然が破壊されて、最早従前のDではないとの気持ちも抱いている。

(甲B〔17〕-1・2、原告〔17〕-1本人尋問)

(3) 世帯番号〔22〕

世帯番号〔22〕の原告ら（原告〔22〕-1～5）は、本件事故時、家族5人で暮らしていた。同人は、平成23年3月12日の避難指示を防災無線で知り、原告〔22〕-1・2の娘家族のところへ避難した。その後同年4月に、原告〔22〕-1・2夫婦、その息子夫婦である原告〔22〕-3・4、さらにその息子である原告〔22〕-5とそれぞれが分かれ避難することとなった。原告〔22〕-1・2は、山形県の借上げ住宅に移動したが、知り合いもおらず、また避難者であることを言いづらく、強い孤独、辛さを感じた。原告〔22〕-3・4は、F区のアパートに移動したが、それまで一軒家にしか居住したことがなく、アパート生活の中で隣人に気を遣い、隣人と互いに生活音が漏れる状況に気疲れをした。原告〔22〕-1～5は、原告〔22〕-5の結婚、子の誕生に伴い、F区への永住を決意し、平成27年2月に同区に新居を構え、引っ越し、原告〔22〕-5の家族とともに暮らしている。原告〔22〕-1は、Dに戻りたいとは考えていたが、放射線の問題等から原告〔22〕-5が子を含む家族を連れて戻ることはできないということから、F区への永住を決断したものである。同人は、被告からの賠償金があるから住居を新築することができたとの言葉や、Dを捨てたとの言葉を受けたことがあります、これらに傷つき、F区移住後も慣れようと努力をしているが、中々慣れることができず、Dを恋しく思う毎日を過ごしている。また同人は、本件事故前、D区で自ら豆腐を作り販売する豆腐屋を営んでおり、親しい近隣住民などに売って交流することを生きがいとしていたが、本件事故後営業できなくなり、現在F区で一から行う気力も体力もないと感じている。また、本件事故前は先祖から受け継いだ田畠を維持し農業を行うことも生きがいとしていたが、本件事故後、当該田畠を仮置場として貸し出しており、農業を再開できないでいる。以上のもとで、原告〔22〕-1は、生きがいを喪失している。原告〔22〕-2も、本件事故によって、それまで人間として生活していたすべてを奪われ、その内容は言葉で表現し尽くせるものではないと感じている。（甲B〔22〕-1～7、原告〔22〕-1本人尋問）

(4) 世帯番号〔24〕

世帯番号〔24〕の原告ら（原告〔24〕-1～3）は、本件事故時、家族3人で暮らしていた。なお、原告〔24〕-1は、茨城県b q市で仕事をしていたため、平日はb qで、週末はD区で生活する生活であった。原告〔24〕-1～3は、本件事故直後の避難の後、b q市のアパートで避難生活を送ったが、本件事故前の一戸建ての家に比べて狭く、家族間のプライバシーの確保などに苦労を強いられ、平成25年10月頃、新居を購入し、同所で居住するようになった。これはD区の住居の前が仮置場になると伝えられ、仮置場の除染廃棄物を見て生活することはできないと考え、当面の間はb q市を生活の拠点としなければならないと考えたためであった。原告〔24〕-1は、現在もD区の住居であった土地建物を居住地として使用していないが、先祖代々の土地建物であり、また売却しても価値のないものであるから、処分するという決意もつかず、保守管理はしなければならないということから手入れを継続している。他方で、D区に帰還するということも、本件事故前に週末に行っていた農業を行う自信もなく、避難指示解除後のD区の状況で生活できるのかに不安を感じ、少なくとも平成29年2月の尋問時点ではD区に帰還するということは考えられないでいる。他方でb q市での生活についても、本件事故前にあったような近所に住んでいた親戚や近隣住民との付き合いがなく、今後年齢を重ねるにつれ身体が不自由になった場合に生活できるのか、という点などについて不安を抱えている。原告〔24〕-1は、以上のような葛藤を抱え、今後どこでどのように生活すればいいのか悩んでおり、津波によって元々の建物がすべてなくなった状態のほうがむしろ身軽になってよかったのではないかとすら考えている。（甲B〔24〕-1～3・10、原告〔24〕-1本人尋問）

(5) 世帯番号〔29〕

世帯番号〔29〕の原告ら（原告〔29〕-1～7）は、本件事故時、家族7人で暮らしていた。同人は、平成23年3月12日に、原告〔29〕-7が本件原発が爆発したようであるとの不確かな情報を入手したことから避難を開始した。この際は、数日もあれば戻ることができるであろうとの考え方から、最小限の荷物で避難した。同人は、公民館での避難を経て、神奈川県の親戚宅に避難した。親戚宅では、非常に親切にしてもらったものの、心苦しさを感じた。また原告〔29〕-3は、上記公民館に避難する際に、防護服を着用した者からスクリーニング検査を受け、まるで細菌感染した者のように取り扱われたと感じ、強いショックを受けた。同年4月から家族7人でS市の借上げ住宅に移動したが、同所は7人で居住するには狭く、同年7月には原告〔29〕-1・2夫婦が別の借上げ住宅へ移動し、さらに同年9月には原告〔29〕-3の夫であり、原告〔29〕-4～6の父である原告〔29〕-7がF区の仮設住宅へ移動し、単身赴任生活を開始した。原告〔29〕-1は、平成26年頃には、避難中に胃がんとなったことからD区に将来帰還しても医療を受けられないのではないかとの不安、家族と一緒に住めるのではないかとの考え方などから、S市に住居を取得し、現在では原告〔29〕-1～3と5・6が同所に暮らしている。原告〔29〕-1は、平成24年初頭に、D区の自宅を見に一時帰宅すると害虫被害、雨漏りが生じており、カビも発生していたことから、当初は修理を試みたが、一時帰宅する度に状況がひどくなることから、思い出がつまつた家ではあったが、最終的に苦渋の決断として解体を決意し、平成28年頃に解体した。原告〔29〕-1は、D区に帰還したいという思いもあり、従前のD区の敷地に新居を建築しているが、他方でD区の生活の不便さ等を憂慮しており、老後の終の住処をどこに置くかという点に葛藤を抱えている。原告〔29〕-3は、本件事故前、長年同じ会社で派遣社員として務めていたが、本件事故時の平成23年3月には契約社員となる推薦を受けられる予定になっていた。しかし、本件事故による避難のために仕事を続けられなくなり、結果契約社員となる話もなくなったことに口惜しい気持ちを抱いている。原告〔29〕-3は、放射線への恐れや友人などの同じコミュニティの人間があまり帰還する意向のないこと、スーパーマーケットもないなどの日常生活上の問題から、D区に帰還する意向は現段階ではないが、他方でS市が終の住処であるという気持ちにもなれず、葛藤を抱えている。原告〔29〕-7も、Dをどうするのか、捨てるのか、戻るのか、ということに悩み続けており、その悩むこと自体が心の負担となっている。原告〔29〕-4は、本件事故当時、中学2年生であったが、避難に伴い転校を余儀なくされ、中学時代に精力を注いだ部活を辞めざるを得なくなったこと、また進学予定先の変更も余儀なくされたことなどに寂しさ、辛さを抱いた。現在は大学生であるが、大学卒業後の就職先に悩んでおり、東京都などで就職したい気持ちも有しているが、家族がS市で一応定住している状況において家族のことを考えればS市で就職しなければならないのではないか、との気持ちも抱いている。原告〔29〕-5は、本件事故当時、小学生であったところ、D区から避難し、従前の生活、人間関係を失ったことに寂しさや喪失感を抱いていた。時間が経過するにつれ、もう戻ることのできない日常のことをなるべく思い出さないようにしている状況にあるが、現在でも寂しさを感じるときがある。原告〔29〕-6は、本件事故当時、小学生であったところ、転校を余儀なくされ、転校先で「被ばくしている」「うつる」といった旨の言葉を投げかけられ悔しさを覚えたことがある。同人は、S市で必死の努力をし、新たな友人を作り、ようやくS市での生活を自らの生活として受け入れら

れるようになったと感じており、そのような中でD区に帰還しようとは考えていないが、戻ることができると言われているのに戻らないのは自己責任であるなどと言われることに憤りを覚えている。（甲B〔29〕-1～7、原告〔29〕-1・3各本人尋問、弁論の全趣旨）

（6）世帯番号〔41〕

世帯番号〔41〕の原告ら（原告〔41〕-1～5）及び亡原告〔41〕-6は、本件事故時、上記6人に原告〔41〕-1の祖母を加えた家族7人で暮らしていた。原告〔41〕-1の祖母は寝たきりの状態であり、原告〔41〕-2は難病のためほとんど目が見えない状態であった。平成23年3月12日の避難指示が出た際、世帯番号〔41〕の家族らは、寝たきりの原告〔41〕-1の祖母を連れて行くことができず、やむなく同人と亡原告〔41〕-6を残し、原告〔41〕-1～5が先に避難した。上記のとおり原告〔41〕-2はほとんど目が見えない状態であるため家族を含め避難時には通常人以上の苦労を要し、また原告〔41〕-5は当時2歳であったため、原告〔41〕-1らは、食事が不十分で寒さも厳しい避難所での生活に体調を崩さないかと常に気を遣いながらの避難を余儀なくされた。その後、原告〔41〕-1～5は、福島県b r市の親戚宅を経て、雇用促進住宅に移動し、同年6月には、原告〔41〕-4が従前の本件原発近くの就労先が本件事故に伴い閉鎖し埼玉県への異動を余儀なくされたため、一人で同県へ移動した。また原告〔41〕-1の従前の就労先も本件事故に伴い閉鎖し、R市への異動を余儀なくされたため、上記b r市から通勤はできず、週末のみ上記b r市の住宅に帰宅する生活を過ごした。亡原告〔41〕-6と原告〔41〕-1の祖母は、自衛隊に救出されたが、原告〔41〕-1～5が避難していたb r市の住宅は部屋数に余裕がなく共に居住することができなかつたため、F区の借上げ住宅で避難生活を送った。以上の結果、三世帯に分離されることとなつた。同所にて、原告〔41〕-1の祖母は平成23年12月に死亡し、亡原告〔41〕-6は平成27年2月に死亡した。原告〔41〕-1らは、家族と離れたまま亡くなつた同人らの心情を考え、やりきれない思いを抱いている。原告〔41〕-1・2・3・5は、平成27年4月にF区に引っ越し、原告〔41〕-1は平成28年1月に自らの生活の本拠が不安定であるとの思いから、避難に伴い一時帰宅時にアライグマが侵入し、出産する程に荒れ果てていたD区の家を建て替えることを決意した。同人は、同年3月に上記R市の営業所が閉鎖になることを知られ、D区の復興のために何ができるか、ということを考えた結果、会社を退職し、同年11月にD区での小菊生産プロジェクトを立ち上げた。そして、同人は、同プロジェクトに従事するため、平成29年4月に、一人でD区に帰還し生活をしている。原告〔41〕-1の妻である原告〔41〕-2はD区に帰還したいという強い意思はあるが、ほとんど目が見えないことから本件事故前にD区で利用しておりF区でも利用している行政の外出時支援サービスが現状のD区では存在せず、その予定もないという状況下で、近隣に野生動物が徘徊しているD区の住居に帰還できないでいる。また娘と孫である原告〔41〕-3・5は放射線への恐れや学習塾などの習い事のための教室が存在しないという状況から帰還するという意向はない状況にある。そのため一人で生活している原告〔41〕-1は夜に言いようのない寂しさを感じることもある。同人は、上記小菊生産プロジェクトを基幹産業とし、若年層が帰還する材料としたと考えているが、そのメンバー自体が高齢者中心であり、国からの助成金に頼らざるを得ず採算の目処がたっていない状況から、困難さも感じている。またD区の現状から、D区の復興、先行きにも相当な厳しさを感じている。（甲B〔41〕-1～9、原告〔41〕-1本人尋問）

（7）世帯番号〔61〕

世帯番号〔61〕の原告ら（原告〔61〕-1・2）は、本件事故時、夫婦2人で暮らしており、原告〔61〕-1は、D区のb s行政区の区長を務めていたことがあった。両者は、本件事故発生直後は、本件震災による停電等のために、避難指示の存在を知らず、平成23年3月14日に市役所職員、警察官に即時避難を指示されて本件事故の重大さがわかり、避難を開始した。その後、宿泊施設、長男宅、次男宅、一人暮らし用のアパートを経て、平成24年4月から仮設住宅で居住している。避難当初は食事にも事欠く状態であり、一人暮らし用のアパートはその狭量さ等のため暮らすことのできる環境ではないと感じていた。原告〔61〕-1は、できることならばすぐでもD区に帰還したいと考えているが、当時の居住地の近隣が帰還しない状態で、自身不在時に、白内障により視力の低下した妻（原告〔61〕-2）が生活することに困難を来すことから、同人の反対もあって帰還できないでいる。原告〔61〕-1は、従前b s行政区の区長を務めてきたこともあって、同行政区や農業の復興のために、避難先における同行政区の会合に出席し、積極的に他のメンバーに働きかけている。しかし、そのような会合に出席する者の人数は多くなく、若くとも60代中盤という状況であり、また他のメンバーから放射性物質による汚染が残存する状態で若い世代に帰還を勧めることはできない等の反対意見も出ており、多くの住宅が解体される中で、原告〔61〕-1自身、最善の努力を続ける意向であるが、復興が事実上不可能であると感じている。（甲B〔61〕-1・2、原告〔61〕-1本人尋問）

（8）世帯番号〔67〕

世帯番号〔67〕の原告ら（原告〔67〕-3～6）のうち、原告〔67〕-3～5は、本件事故時、原告〔67〕-4の父母を含めた家族5人で暮らしていた。同5人は、本件事故発生後、親戚から「原発は駄目だ。今すぐ逃げろ」との連絡が入ったことから、状況もわからぬ状態で、着の身着のまま避難した。当初は5人で福島県b c村の親戚宅へ避難したが、同所も避難指示の対象となり、原告〔67〕-4の父母とその息子家族である原告〔67〕-3～5が別々に避難することとなつた。原告〔67〕-3は、本件事故当時妊娠中であったところ、平成23年（以下略）に、原告〔67〕-6が出生した。原告〔67〕-3～5は、b c村の親戚宅から、茨城県の親戚宅、福島県の二次避難所を経た後、同年6月からは千葉県のUR住宅に移動した。これに伴い、原告〔67〕-3・4は従前の仕事を退職せざるを得なくなつた。同UR住宅は、古く換気が不十分で、かびが生じている場所もあり、原告〔67〕-5は、同所で喘息、アトピー性皮膚炎が発症又は悪化した。同人は、将来のことやできる限りD区に近く、また類似している環境であること等も考え、平成24年7月に宮城県b t市に移住し、その後新築した住宅で原告〔67〕-3～6及び原告〔67〕-4の父の5人で居住している（なお原告〔67〕-4の母は、慣れない土地での生活に限界を感じ、平成25年8月に一人でF区の借上げ住宅に移動している）。原告〔67〕-3は、本件事故前、地元であるD区の商工会に勤めており、そこでキャリアを積んで定年まで勤める将来像を描いていたが、本件事故による退職に伴い、その将来像を喪失し、b t市移住後も従前のような正社員の職を見つけることができず、将来設計を確立できていないでいる。また、D区の復興のために自分たち若年層が帰還することが期待されていることを理解し、b t市に移住後においても、その選択が正しかったのか否かに悩み、罪悪感を抱いて生活している。（甲B〔67〕-1～10、原告〔67〕-3本人尋問）

（9）世帯番号〔91〕

世帯番号〔91〕の原告ら（原告〔91〕-1・2）は、本件事故時、両名のほか原告〔91〕-1の息子夫婦、孫2人の

家族6人で暮らしていた。同人らは、平成23年3月12日の避難指示により、福島県a-e市の親戚宅へ避難したが、原告[91]-1の息子家族は、さらに遠くへ避難し、他方で原告[91]-1・2は原告[91]-2の希望でa-e市の親戚宅へ残った。両名は、仮設住宅に申し込むもすぐには居住できないという状況で、親戚宅に長期間迷惑をかけられないという思いから、同年5月以降約2か月体育館での避難生活を送った。その後、茨城県の借上げ住宅に移動するなどし、原告[91]-1の息子家族移動先の近隣地である千葉県などを経て、現在茨城県に居住している。原告[91]-1の母である原告[91]-2は、避難中に心臓病を患い、心機能障害の認定を受け、また認知症も発症し、要支援2の認定も受けた。原告[91]-1は、本件事故前、その居住するD区の行政区において様々な行事に参加し、近隣住民等と密接な関係を築いていた。しかし、本件事故に伴う避難により、それぞれが様々な場所に避難し、非常に寂しい思いをするとともに、避難者に対するいじめや差別の噂を耳にして、新たな居住地において近隣住民との新たな交流を築けないでいる。原告[91]-1は、その息子家族に帰還の意向がないことから、帰還したいという望みはあるが、帰還を断念しており、断腸の思いでD区の元の住宅を解体した。それでもなお、ふるさとであるD区に居住したいという気持ちは抱いており、その葛藤のなかで悩み続けている。

(甲B[91]-1～8、原告[91]-1本人尋問)

7 中間指針等及び被告の賠償基準等について

(1) 中間指針等における精神的損害の賠償等に関する議論等

中間指針等における精神的損害の賠償等に関する内容は、前記前提事実4(2)記載のとおりであるが、当該内容が策定されるに当たっては下記のような議論がなされている。

ア 中間指針の定める避難等対象区域から実際に避難をした者の精神的損害について

前記前提事実4(2)ア記載のとおり、中間指針は、中間指針が定める「対象区域」(避難等対象区域)から実際に避難し、引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者の「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償すべき損害と認め、これを本件事故発生から6か月間は1人月額10万円(ただし避難所等における避難生活等を余儀なくされた者は、その期間1人月額12万円)を目安とする旨定めている。

これについて、まず考慮される精神的損害の要素として、中間指針が策定される前の原賠紛争審査会(第7回)では、当該精神的損害の要素として〈1〉平穀な日常生活の喪失、〈2〉自宅に帰れない苦痛、〈3〉避難生活の不便さ、〈4〉先の見通しがつかない不安などが考えられるのではないか(各要素は避難生活の長期化に伴ってそれぞれその程度に変化が生じ得るのではないか。)、という旨の資料が配布された上で、議論され、生活の基盤の喪失といったようなものも含まれると想定されるところ、これは一括金の賠償が想定され月額の賠償との関係はどうなるのか、が議論になり得る旨の意見が出されている。これに対しては、避難せざるを得ない事態が続いているという議論当時の状況においては一括金という形では対応できないのではないかとの指摘がなされている。他方で、今後の経過に応じて、不安定な状態が非常に長期に続き、先の見通しがつかない不安というものが精神的苦痛の中でかなり大きなウェイトを占めるようになつたときには、もう一度枠組み事態から考え方直すということはあり得ること、仮に戻る見通しがつかないことになれば、毎月毎月避難していることによる慰謝料を賠償するスキームは適当でなくなり、症状固定後の後遺症に対する賠償に類似するような賠償を考慮せざるを得ない時期が想定されることといった指摘もなされている。

次にその額の算定については、上記会議で、不法行為における精神的損害の賠償額について従来の裁判例の状況が調査されるべきといった指摘や、それ以外にも交通事故の裁判例における一定の基準、自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準(以下「自賠責の基準」という。)や公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部作成の民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準というようなものを参考にしながら議論するという提案、他方で自賠責の基準は、怪我をして、自由に動けないという状態で入院している、身体的な障害を伴う場合の慰謝料であつて、それと比べれば不自由な生活で避難しているとはいえ、行動自体は一応は自由であるという場合の精神的苦痛とは同じではないので、自賠責の基準よりは少ない額となるのではないかという意見が出されている。続く第8回の会議では一定の参考裁判例の事案及び慰謝料の結論等が一覧化された資料が配付された上で、中間指針の定めた目安となる賠償額が設定されている。

なお前記前提事実4(2)記載のとおり、中間指針の上記目安は、避難等対象者の避難等による「通常の範囲の」生活費の増加費用と合算して算定されたものであるところ、この点について、中間指針の土台となった平成23年5月31日付「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」では「避難等により生じる「生活費の増加費用」は、避難等した者の大多数に発生すると思われる上、通常はさほど高額となるものではなく、個人ごとの差違も少ない反面、その実費を厳密に算定することは実際上極めて困難であり、その立証を強いることは被害者に酷である。また、この「生活費の増加費用」は、避難等及びこれに引き続く対象区域外滞在又は屋内退避における生活状況等に結びつくものである」といったことから精神的損害に加算して両者を一括して算定することが、公平かつ合理的であると判断した、旨が説明されている。

(乙A18～22)

イ 中間指針第四次追補の定める帰還困難区域等に居住していた者に対する一括賠償基準及び月額10万円の終期となる「避難指示等の解除等から相当期間経過後」について

前記前提事実4(2)ア記載のとおり、中間指針第四次追補は、帰還困難区域又は1町若しくはJ町について「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償するための賠償であるとして、1人1000万円(ただし中間指針第二次追補で示された600万円を月額に換算した場合の平成26年3月以降の分から通常の範囲の生活費の増加費用を除いた金額を控除する。)との慰謝料目安及び、上記帰還困難区域等を除く避難指示区域(すなわち、I町及びJ町を除く居住制限区域及び避難指示解除準備区域)における精神的損害賠償の原則的な終期となる「避難指示等の解除等から相当期間経過」時の「相当期間」の当面の目安を1年間とする旨定めている(乙A3)。

その策定までに、原賠紛争審査会(平成25年9月10日開催の第34回、同年10月1日開催の第35回、同月25日開催の第36回、同年12月26日開催の第39回)において、次のような議論がされた。

まず「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」については、理論的には帰還するか否かによって精神的損害の内容が異なり、恒久的に移住する場合は上記の「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なく